処　分　基　準

令和４年 12 月 21 日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　項：第 74 条の３第６項
処 分 の 概 要：安全運転管理者等の解任命令
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法　令　の　定　め： ・道路交通法第 74 条の３（安全運転管理者等） ・道路交通法施行細則第９条の８（安全運転管理者等の選任を必要とする自動車の台数） ・道路交通法施行規則第９条の９（安全運転管理者等の要件）
処　分　基　準： 別紙「解任命令を行う基準」のとおり
問 い 合 わ せ 先：交通部交通企画課企画係（025-285-0110 内線 5021、5022）
備　　考：

別紙　解任命令を行う基準

第１　用語の意義

この基準における用語の意義は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）で使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

１　自動車の使用者

自動車を使用する権原を有する者で、かつ、自動車の運行を総括的に支配することのできる地位にある者をいう。

２　解任命令

都道府県公安委員会が、法第74条の３第６項の規定により、自動車の使用者に対し、安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の解任を命ずることをいう。

３　必要な権限

安全運転管理者が、法第74条の３第２項の業務を行うため必要となる事業所内の権限をいう。

第２　解任命令を行う基準

１　解任命令は、次のいずれかに該当することとなった場合に行うことを原則とする。

(1)　安全運転管理者等が法第74条の３第１項又は第４項の府令で定める要件（以下単に「要件」という。）を備えないこととなった場合

具体的には、

・　安全運転管理者等が自ら酒気帯び運転等の違反行為をした場合

・　30歳未満で安全運転管理者に選任された者について、その後、当該事業所において副安全運転管理者が選任され、要件を備えないこととなった場合

等が該当する。

(2)　安全運転管理者が法第74条の３第２項の規定を遵守していないため自動車

の安全な運転が確保されていない場合

具体的には、

- 安全運転管理者が、最高速度を超過する速度による運転をしなければ、目的地に期限までに到達できないような運行計画を漫然と作成し、当該計画に従って、運転者に自動車を運転させたため、当該運転者が最高速度違反に起因する交通事故を起こした場合
- 安全運転管理者が、必要な権限が与えられているにもかかわらず、夜間又は長距離の運転時における交替運転者を配置せず、運転者が過労による居眠り運転に起因する交通事故を起こした場合
- 安全運転管理者が、運転後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認を日常的に実施せず、業務中の飲酒に対する抑止効果が失われたことにより、運転者が酒気帯び運転を行った場合

等が該当する。